

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	公共港湾施設の一般使用の許可		
根拠法令名	滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例 (昭和39年条例第54号)	条項	第5条第1項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所 (大津港は指定管理者)	標準処理期間  10 日
	処理機関	土木事務所 (大津港は指定管理者)	
	交付機関	土木事務所 (大津港は指定管理者)	
審 査 基 準	基準の名称	公共港湾施設の一般使用の許可の基準	
	掲載図書等		
	内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 全内容記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 公共港湾施設の一般使用の許可の基準</p> <p>1. 港湾施設の維持および整備に支障を与えないこと。</p> <p>2. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>3. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>4. 環境を悪化させるおそれがないこと。</p>	
策定年月日	平成7年12月28日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例</b></p> <p>第4条第1項 公共港湾施設は、一般の者の使用（以下「一般使用」という。）に供する。</p> <p>第5条第1項 公共港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合（第1号および第2号に掲げる場合については船舶役務用施設または廃棄物処理施設を使用する場合を、第3号、第4号および第7号に掲げる場合については反復使用をする場合を除く。）は、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体等が公共工事のために設備した船舶の使用の場合</p> <p>(2) 救難、救助、取締り等に専ら使用するために設備した船舶の使用の場合</p> <p>(3) 24時間以内の泊地の一般使用の場合</p> <p>(4) 日の出から日没までの12時間以内の岸壁の一般使用の場合</p> <p>(5) 長浜港の船揚場および駐車施設の一般使用の場合であつて、規則で定める要件に該当するとき。</p> <p>(6) 第3条第1項に規定する供用時間における待合所の一般使用の場合</p> <p>(7) 3日以内の野積場の一般使用の場合</p> <p>(8) 道路、緑地または広場の一般使用の場合</p> <p>第6条第1項 前条第1項の許可に係る使用期間は、次の各号に定めるところによる。次項の更新の許可の場合も、同様とする。</p> <p>(1) 一般使用 1月以内（マリーナ施設にあつては、1週間以内）</p> <p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則</b></p> <p>第2条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を知事（条例第18条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に大津港の公共港湾施設の管理に関する業務を行わせる場合における当該業務に係るものにあつては、指定管理者。以下この条および第4条から第8条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他知事がやむを得ないと認める場合は、口頭または信号によつて申請をすることができる。</p> <p>(1) 一般使用または専用使用の場合における条例第5条第1項もしくは第2項の許可または条例第6条第2項の更新の許可 公共港湾施設使用許可申請書（別記様式第1号）</p>
<p>関連行政指導事項</p>	

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	公共港湾施設の専用使用の許可		
根拠法令名	滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例 (昭和39年条例第54号)	条項	第5条第1項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所 (大津港は指定管理者)	標準処理期間  15 日
	処理機関	土木事務所 (大津港は指定管理者)	
	交付機関	土木事務所 (大津港は指定管理者)	
審 査 基 準	基準の名称	公共港湾施設の専用使用の許可の基準	
	掲載図書等		
	内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 全内容記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 公共港湾施設の専用使用の許可の基準</p> <p>1. 他の港湾施設の維持および整備に支障を与えないこと。</p> <p>2. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>3. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>4. 環境を悪化させるおそれがないこと。</p>	
策定年月日	平成7年12月28日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

根 拠 条 文 等	<p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例</b></p> <p>第4条第2項 公共港湾施設は、公共港湾施設の一部に限り、期間を定めて専ら特定の者の使用（以下「専用使用」という。）に供することができる。</p> <p>第5条第1項 公共港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合（第1号および第2号に掲げる場合については船舶役務用施設または廃棄物処理施設を使用する場合を、第3号、第4号および第7号に掲げる場合については反復使用をする場合を除く。）は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国、地方公共団体等が公共工事のために設備した船舶の使用の場合</li> <li>(2) 救難、救助、取締り等に専ら使用するために設備した船舶の使用の場合</li> <li>(3) 24時間以内の泊地の一般使用の場合</li> <li>(4) 日の出から日没までの12時間以内の岸壁の一般使用の場合</li> <li>(5) 長浜港の船揚場および駐車施設の一般使用の場合であつて、規則で定める要件に該当するとき。</li> <li>(6) 第3条第1項に規定する供用時間における待合所の一般使用の場合</li> <li>(7) 3日以内の野積場の一般使用の場合</li> <li>(8) 道路、緑地または広場の一般使用の場合</li> </ol> <p>第6条第1項 前条第1項の許可に係る使用期間は、次の各号に定めるところによる。次項の更新の許可の場合も、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 専用使用 1年以内（マリーナ施設にあつては、1月以上1年以内）</li> </ol> <p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則</b></p> <p>第2条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を知事（条例第18条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に大津港の公共港湾施設の管理に関する業務を行わせる場合における当該業務に係るものにあつては、指定管理者。以下この条および第4条から第8条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他知事がやむを得ないと認める場合は、口頭または信号によつて申請をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般使用または専用使用の場合における条例第5条第1項もしくは第2項の許可または条例第6条第2項の更新の許可 公共港湾施設使用許可申請書（別記様式第1号）</li> </ol>
関 連 行 政 指 導 事 項	

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	公共港湾施設の目的外使用の許可		
根拠法令名	滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例 (昭和39年条例第54号)	条項	第5条第1項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所 (大津港は指定管理者)	標準処理期間  60 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	公共港湾施設の目的外使用の許可の基準	
	掲載図書等		
	内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 全内容記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 公共港湾施設の目的外使用の許可の基準</p> <p>1. 港湾施設の維持および整備に支障を与えないこと。</p> <p>2. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>3. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>4. 環境を悪化させるおそれがないこと。</p>	
策定年月日	平成7年12月28日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例</b></p> <p>第4条第3項 公共港湾施設は、その用途または目的を妨げない限度において、規則で定めるところにより、知事が適当と認める者が当該施設の目的以外の目的のためにする使用（以下「目的外使用」という。）に供することができる。</p> <p>第5条第1項 公共港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合（第1号および第2号に掲げる場合については船舶役務用施設または廃棄物処理施設を使用する場合を、第3号、第4号および第7号に掲げる場合については反復使用をする場合を除く。）は、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体等が公共工事のために設備した船舶の使用の場合</p> <p>(2) 救難、救助、取締り等に専ら使用するために設備した船舶の使用の場合</p> <p>(3) 24時間以内の泊地の一般使用の場合</p> <p>(4) 日の出から日没までの12時間以内の岸壁の一般使用の場合</p> <p>(5) 長浜港の船揚場および駐車施設の一般使用の場合であつて、規則で定める要件に該当するとき。</p> <p>(6) 第3条第1項に規定する供用時間における待合所の一般使用の場合</p> <p>(7) 3日以内の野積場の一般使用の場合</p> <p>(8) 道路、緑地または広場の一般使用の場合</p> <p>第6条第1項 前条第1項の許可に係る使用期間は、次の各号に定めるところによる。次項の更新の許可の場合も、同様とする。</p> <p>(3) 目的外使用 1年以内（特殊の用途に供する場合または特別の理由がある場合で、これによりがたいときは、知事が適当と認める期間）</p> <p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則</b></p> <p>第2条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を知事（条例第18条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に大津港の公共港湾施設の管理に関する業務を行わせる場合における当該業務に係るものにあつては、指定管理者。以下この条および第4条から第8条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他知事がやむを得ないと認める場合は、口頭または信号によつて申請をすることができる。</p> <p>(2) 目的外使用の場合における条例第5条第1項もしくは第2項の許可または条例第6条第2項の更新の許可 公共港湾施設目的外使用許可申請書（別記様式第2号）</p>
<p>関連行政指導事項</p>	

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	公共港湾施設の一般使用にかかる工作物等の設置・変更の許可		
根拠法令名	滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例 (昭和39年条例第54号)	条項	第5条第2項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所 (大津港は指定管理者)	標準処理期間  30 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	公共港湾施設の目的外使用の許可の基準	
	掲載図書等		
	内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 全内容記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 公共港湾施設の目的外使用の許可の基準</p> <p>1. 港湾施設の維持および整備に支障を与えないこと。</p> <p>2. 工作物を設置する場合、安全な構造であること。</p> <p>3. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>4. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>5. 環境を悪化させるおそれがないこと</p>	
策定年月日	平成7年12月28日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠条文等</p>	<p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例</b></p> <p>第5条第2項 公共港湾施設の使用に当たつて、工作物その他の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。その設備を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第5条第3項 前項の設備を廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則</b></p> <p>第2条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を知事（条例第18条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に大津港の公共港湾施設の管理に関する業務を行わせる場合における当該業務に係るものにあつては、指定管理者。以下この条および第4条から第8条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他知事がやむを得ないと認める場合は、口頭または信号によつて申請をすることができる。</p> <p>(1) 一般使用または専用使用の場合における条例第5条第1項もしくは第2項の許可または条例第6条第2項の更新の許可 公共港湾施設使用許可申請書（別記様式第1号）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連行政指導事項</p>	



審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	公共港湾施設の専用使用にかかる工作物等の設置・変更の許可		
根拠法令名	滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例 (昭和39年条例第54号)	条項	第5条第2項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所 (大津港は指定管理者)	標準処理期間  30 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	公共港湾施設の専用使用にかかる工作物等の設置・変更の許可の基準	
	掲載図書等		
	内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 全内容記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 公共港湾施設の専用使用にかかる工作物等の設置・変更の許可の基準</p> <p>1. 港湾施設の維持および整備に支障を与えないこと。</p> <p>2. 工作物を設置する場合、安全な構造であること。</p> <p>3. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>4. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>5. 環境を悪化させるおそれがないこと。</p>	
策定年月日	平成7年12月28日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例</b></p> <p>第5条第2項 公共港湾施設の使用に当たつて、工作物その他の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。その設備を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第5条第3項 前項の設備を廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則</b></p> <p>第2条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を知事（条例第18条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に大津港の公共港湾施設の管理に関する業務を行わせる場合における当該業務に係るものにあつては、指定管理者。以下この条および第4条から第8条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他知事がやむを得ないと認める場合は、口頭または信号によつて申請をすることができる。</p> <p>（1） 一般使用または専用使用の場合における条例第5条第1項もしくは第2項の許可または条例第6条第2項の更新の許可 公共港湾施設使用許可申請書（別記様式第1号）</p> <p>第3条 条例第5条第1項または第2項の規定による専用使用、一般使用（マリーナ施設に係るものに限る。）または目的外使用の許可を受けた者は、別記様式第4号の許可標識を見やすい場所に掲出しておかななければならない。</p>
<p>関 連 行 政 指 導 事 項</p>	

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	公共港湾施設の目的外使用にかかる工作物等の設置・変更の許可		
根拠法令名	滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例 (昭和39年条例第54号)	条項	第5条第2項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所 (大津港は指定管理者)	標準処理期間  60 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	公共港湾施設の目的外使用にかかる工作物等の設置・変更の許可の基準	
	掲載図書等		
	内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 全内容記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 公共港湾施設の目的外使用にかかる工作物等の設置・変更の許可の基準</p> <p>1. 港湾施設の維持および整備に支障を与えないこと。</p> <p>2. 工作物を設置する場合、安全な構造であること。</p> <p>3. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>4. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>5. 環境を悪化させるおそれがないこと。</p>	
策定年月日	平成7年12月28日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠条文等</p>	<p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例</b></p> <p>第5条第2項 公共港湾施設の使用に当たつて、工作物その他の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。その設備を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第5条第3項 前項の設備を廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則</b></p> <p>第2条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を知事（条例第18条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に大津港の公共港湾施設の管理に関する業務を行わせる場合における当該業務に係るものにあつては、指定管理者。以下この条および第4条から第8条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他知事がやむを得ないと認める場合は、口頭または信号によつて申請をすることができる。</p> <p>（2）目的外使用の場合における条例第5条第1項もしくは第2項の許可または条例第6条第2項の更新の許可 公共港湾施設目的外使用許可申請書（別記様式第2号）</p> <p>第3条 条例第5条第1項または第2項の規定による専用使用、一般使用（マリーナ施設に係るものに限る。）または目的外使用の許可を受けた者は、別記様式第4号の許可標識を見やすい場所に掲出しておかななければならない。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連行政指導事項</p>	

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	公共港湾施設の目的外使用の更新の許可		
根拠法令名	滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例 (昭和39年条例第54号)	条項	第6条第2項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所 (大津港は指定管理者)	標準処理期間  30 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	公共港湾施設の目的外使用の更新の許可の基準	
	掲載図書等		
	内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 全内容記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 公共港湾施設の目的外使用の更新の許可の基準</p> <p>1. 港湾施設の維持および整備に支障を与えないこと。</p> <p>2. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>3. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>4. 環境を悪化させるおそれがないこと。</p>	
策定年月日	平成7年12月28日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠条文等</p>	<p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例</b></p> <p>第6条第2項 前条第1項の許可（マリーナ施設の一般使用に係るものを除く。）は、知事の許可により更新を受けることができる。</p> <p><b>滋賀県の公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則</b></p> <p>第2条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を知事（条例第18条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に大津港の公共港湾施設の管理に関する業務を行わせる場合における当該業務に係るものにあつては、指定管理者。以下この条および第4条から第8条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他知事がやむを得ないと認める場合は、口頭または信号によつて申請をすることができる。</p> <p>(2) 目的外使用の場合における条例第5条第1項もしくは第2項の許可または条例第6条第2項の更新の許可 公共港湾施設目的外使用許可申請書（別記様式第2号）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連行政指導事項</p>	